

佐賀大学教養教育科目履修規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学則(平成16年4月1日制定。以下「学則」という。)第17条第2項の規定に基づき、佐賀大学教養教育運営機構(以下「運営機構」という。)が開設する教養教育科目の履修等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育課程の編成)

第2条 運営機構の教育課程は、次の教養教育科目をもって編成する。

大学入門科目

共通基礎教育科目

主題科目

2 共通基礎教育科目は、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報処理科目に区分する。

3 主題科目は、分野別主題科目及び共通主題科目に区分する。

4 外国人留学生のための授業科目等の特例は、別に定める。

(単位数)

第3条 前条の規定に基づき、各学部が定める学科又は課程の単位数は、別表のとおりとする。

(授業科目及び履修方法)

第4条 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修細則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期の始めに履修届を所属する学部に提出しなければならない。ただし、学期の中途から開始される授業科目については、その都度手続をしなければならない。

(成績判定及び単位の授与)

第6条 授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告及び試験等によって行う。

3 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

(試験)

第7条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 追試験及び再試験については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第8条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学における授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修及び入学前の他の大学又は短期大学における授業科目の履修により修得した単位について、所属学部の教授会の議を経て、認定する。

(科目等履修生)

第9条 科目等履修生に関する事項は、佐賀大学科目等履修生規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，運営機構協議会の議を経て，運営機構長が定める。

附 則

この規程は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日改正)

- 1 この規程は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日において現に在学する者 (以下この項において「在学者」という。) 及び平成 17 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表

学 部	学科・課程	教 養 教 育 科 目									
		大学 入門 科目	共 通 基 礎 教 育 科 目						主 題 科 目		計
			外国語科目		健康・スポーツ科目		情報処理科目		分野 別主 題科 目	共通 主題 科目	
			英語	独 語 仏 語 中国語 朝鮮語	講義・ 演習	実習	講義	演習			
文化教育 学 部	学校教育課程	2	4		2	2	2	1		20	33
	国際文化課程	2	4		2	2	2	1		20	33
	人間環境課程	2	4		2	2	2	1		20	33
	美術・工芸課程	2	4		2	2	2	1		20	33
経済学部	経済システム課程	2	4	4	2	2	2	1		24	41
	経営・法律課程	2	4	4	2	2	2	1		24	41
医学部	医学科	4	6	2			2	1		20	35
	看護学科	2	6	2			2			20	32
理工学部	数理科学科	2	4	4	2	2				24	38
	物理科学科	4	4	4	2	2				22	38
	知能情報システム学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37
	機能物質化学科	2	4		2	2		1	1	22	34
	機械システム工学科	2	4	4	2	2		1	1	20	36
	電気電子工学科	2	4	4	2	2	2	1	1	20	38
	都市工学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37
農学部	生物生産学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37
	応用生物科学科	2	4	4	2	2	2	1		20	37